

聖籠町訓令第1号

聖籠町職員の懲戒処分等の公表基準を定める訓令を次のように定める。

平成30年6月7日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員の懲戒処分等の公表基準を定める訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、町民に信頼される公正で透明な町政運営、公務員倫理の保持の徹底、職員の不祥事の未然防止等を図るために、地方公務員法（昭和25年法律第251号。以下「法」という。）の規定に基づく懲戒処分等を行った場合の処分内容等の公表に関する基準を定めるものとする。

(公表する懲戒処分等)

第2条 次に掲げる各号のいずれかに該当する懲戒処分等は、公表するものとする。

- (1) 法に基づく懲戒処分
- (2) 法に基づく刑事事件で起訴された場合の分限休職処分

(公表する内容)

第3条 公表する内容は、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに年齢、性別等の被処分者の属性に関する情報であって、個人が識別されない内容のものとするを基本とする。

(公表の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、内容の全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 事案に係る被害者が公表を望まないとき。
- (2) 公表することにより被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益等を侵害するおそれがあるとき。

(公表の時期及び方法)

第5条 公表は、懲戒処分等を行った後、速やかに行うものとし、町のホームページに掲載等の方法によるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。